各 位

会 社 名 株 式 会 社 キ ャ ン バ ス 代表者名 代表取締役社長 河邊 拓 己 (コード番号:4575 東証マザーズ) 問合せ先 取締役最高財務責任者兼管理部長 加登住 眞(電話 055-954-3666)

# 監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2016年8月25日開催の取締役会において、2016年9月27日開催予定の第17期定時株主総会で承認されることを条件として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決定し、これに伴い、同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事については、本日付の『監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ』において別途開示いたします。

記

- 1. 監査等委員会設置会社への移行について
  - ① 移行の目的

監査等委員である取締役に取締役会での議決権を付与するとともに、社外取締役による経営活動に対する 監査・監督機能をより一層強化することで、株主及び投資家の信頼に応えるコーポレート・ガバナンス体制 が実現できると判断したためです。

② 移行の時期

2016年9月27日開催予定の第17期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただき、 監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

- 2. 定款一部変更について
  - ① 変更の目的
    - (1) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除ならびに所要の変更等を行うものです。
    - (2) 当社株式の流動性の向上および将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするために、現行定款第6条の発行可能株式総数を現行の8.000.000株から15.000.000株に変更するものです。
    - (3) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役についても責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款を変更するものです。なお、責任限定契約にかかる定款の変更については、各監査役の同意を得ております。
    - (4) その他、上記の変更に伴う条数等の変更その他所要の変更を行うものです。
  - ② 変更の内容

変更の内容は別紙の通りです。

③ 日程

定款変更のための定時株主総会開催日(予定) 2016年9月27日 定款変更の効力発生日(予定) 2016年9月27日

	(ト線部分は変更箇所)
現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総 則
(機関)	(機関)
第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほ	   第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほ
か、次の機関を置く。	か、次の機関を置く。
1. 取締役会	
	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. 監査役会	(削除)
<u>4</u> . 会計監査人	3. 会計監査人
	_
(公告の方法)	(公告の方法)
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当会社の発行可能株式総数は、	   第6条 当会社の発行可能株式総数は、
8,000,000 株とする。	15,000,000 株とする。
<u>-,, ,,,,</u>	<u></u>
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(員数)	(員数)
第 18 条 当会社の取締役は、10 名以内とす	第18条 当会社の監査等委員である取締役以
3 10 米 当会社の <u>収益で</u> は、10 名以内とする。	外の取締役(以下「監査等委員でない取
<b>∂</b> ∘	締役」という。)は、10名以内とする。
(+)	2 当会社の監査等委員である取締
(新設)	2 当五社の監査等委員でのる取締 役は、5名以内とする。
	<u> </u>
/ 記げ ユッド4カげ	   (選任及び解任)
(選任及び解任)	(選件及び解性)   第19条 (現行どおり)
第 19条 取締役は、株主総会において選任及	第19条 (現1]とのり)
び解任する。	0 並項の担党により取締犯の選択及び
(新設)	2 前項の規定による取締役の選任及び
	解任は、監査等委員である取締役とそれ以
	外の取締役とを区別しなければならない。
2 取締役の選任決議は、議決権を行使	<u>3</u> (現行どおり)
することができる株主の議決権の3	
分の1以上を有する株主が出席し、	
その議決権の過半数をもって行う。	
<u>3</u> 取締役の選任決議は、累積投票によ	<u>4</u> (現行どおり)
 らないものとする。	
4 取締役の解任決議は、議決権を行使	<u>5</u> (現行どおり)
することができる株主の過半数を有	
する株主が出席し、その議決権の3	
分の2以上をもって行う。	

現行定款

変更案

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に 終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会の終結の時ま でとする。

(新設)

2 増員又は補欠として選任された取締 役の任期は、在任取締役の任期の満 了する時までとする。

(新設)

(代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 取締役会は、その決議により代表取 締役を選定する。
  - 2 取締役会は、その決議により、取締 役会長、取締役社長各1名、取締役 副社長、専務取締役、常務取締役各 若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを 招集し、議長となる。
  - 2 取締役社長に欠員又は事故があると きは、取締役会においてあらかじめ 定めた順序に従い、他の取締役が取 締役会を招集し、議長となる。

(新設)

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役<u>及び各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
  - 2 取締役<u>及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

(任期)

- 第20条 <u>監査等委員でない取締役</u>の任期は、 選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時株主 総会の終結の時までとする。
  - 2 監査等委員である取締役の任期は、 選任後2年以内に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時株主 総会の終結の時までとする。
  - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の活了する時までとする。
  - 4 補欠の監査等委員である取締役の予 選の効力は、当該決議後2年以内に 終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会の開始の時ま でとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 21 条 取締役会は、その決議により<u>監査等</u> <u>委員でない取締役の中から</u>代表取締 役を選定する。
  - 2 取締役会は、その決議により、<u>監査</u> 等委員でない取締役の中から 取締役 会長、取締役社長各1名、取締役副 社長、専務取締役、常務取締役各若 干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 (現行どおり)

- 2 (現行どおり)
- 3 前二項にかかわらず、監査等委員会 が選定する監査等委員は、取締役会 を招集することができる。

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、 この期間を短縮することができる。
  - 2 取締役の全員の同意があるときは、 招集の手続を経ることなく取締役会 を開催することができる。

現行定款

現1丁 走款

(取締役会の決議方法) 第24条 (条文省略)

(取締役会の決議の省略)

第25条 取締役が取締役会決議の目的事項に ついて提案をした場合、当該提案に つき取締役(当該事項について議決 に加わることができる者に限る。) の全員が書面又は電磁的記録により 同意の意思表示をし、かつ監査役が 当該提案について異議を述べない時 は、当該提案を可決する旨の取締役 会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領 及びその結果ならびにその他法令に 定める事項は、議事録に記載<u>または</u> 記録し、出席した取締役及び監査役 がこれに記名押印又は電子署名す る。

(取締役会規程)

第27条 (条文省略)

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執 行の対価として当会社から受ける財 産上の利益(以下、「報酬等」とい う。)は、株主総会の決議によって 定める。

(新設)

(取締役の責任免除)

- 第29条 当会社は会社法第426条第1項の規 定により、任務を怠ったことによる 取締役(取締役であった者を含む) の損害賠償責任を、法令の限度にお いて、取締役会の決議によって免除 することができる。
  - 2 当会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

変更案

(取締役会の決議方法)第24条 (現行どおり)

(取締役会の決議の省略)

第25条 取締役が取締役会決議の目的事項について提案をした場合、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領 及びその結果<u>並びに</u>その他法令に定 める事項は、議事録に記載<u>又は</u>記録 し、出席した取締役がこれに記名押 印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第27条 (現行どおり)

(報酬等)

第28条 (現行どおり)

2 監査等委員である取締役の報酬等 は、それ以外の取締役の報酬等と区 別して定めなければならない。

(取締役の責任免除)

第29条 (現行どおり)

2 当会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

70/- ch+4	enter Tara dela
現行定款 第5章 監査役及び監査役会	変更案
第5章 <u>監査役及び監査役会</u> (員数)	<b>第5章 <u>監査等委員会</u></b> (削除)
<u>(貝数)</u>   第30条 当会社の監査役は、4名以内とす	(月1)床)
3. <u>38100 markits</u> , 710,710,7	
<u> </u>	
(選任方法)	(削除)
第 31 条 監査役は、株主総会において選任す	
<u>る。</u>	
2 監査役の選任決議は、議決権を行使	
することができる株主の議決権の3	
分の1以上を有する株主が出席し、そ	
の議決権の過半数をもって行う。 3 当会社は、会社法第329条第2項の規	
定に基づき、法令に定める監査役の員	
数を欠くこととなる場合に備えて、株	
主総会において補欠監査役を 選任す	
<u>ることができる。</u>	
4 前項の補欠監査役の選任に係る決議	
の効力を有する期間は、当該選任後 4	
年以内に終了する事業年度のうち 最	
終のものに関する定時株主総会の 開	
<u>始の時までとする。</u> 	
(任期)	(削除)
<u>^^^^//</u>   第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に	(יומאנים)
終了する事業年度のうち最終のもの	
に関する定時株主総会の終結の時ま	
<u>でとする。</u>	
2 任期の満了前に退任した監査役の補	
欠として選任された監査役の任期は、	
退任した監査役の任期の満了する時ま	
でとする。ただし、前条第3項により 選任された補欠監査役が監査役に就任	
した場合は、当該補欠監査役として選	
任後4年以内に終了する最終の事業年	
度に関する定時株主総会の終結の時を	
(常勤の監査役)_	(削除)
第33条 監査役会は、その決議により常勤の	
<u>監査役を選定する。</u> 	
   (監査役会の招集通知)	(監査等委員会の招集通知)
第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日	第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の
前までに各監査役に対し発する。た	3日前までに各監査等委員に対し発
だし、緊急の必要があるときは、こ	する。ただし、緊急の必要があると
の期間を短縮することができる。	きは、この期間を短縮することがで
	きる。
2 監査役の全員の同意があるときは、	2 監査等委員の全員の同意があるとき
招集の手続きを経ることなく <u>監査役</u>	は、招集の手続きを経ることなく <u>監</u>
<u>会</u> を開催することができる。	<u>査等委員会</u> を開催することができ ス
	る。

# 現行定款

# (監査役会の決議方法)

第<u>35</u>条 <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数をもって行う。

# (監査役会の議事録)

第36条 <u>監査役会</u>における議事の経過の要領 及びその結果<u>ならびに</u>その他法令に 定める事項は、議事録に記載又は記 録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名 押印又は電子署名する。

### (監査役会規程)

第 37条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は 本定款のほか、<u>監査役会</u>において定 める監査役会規程による。

#### <u>(報酬等)</u>

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議 によって定める。

# (監査役の責任免除)

- 第39条 当会社は会社法第426条第1項の規 定により、任務を怠ったことによる 監査役(監査役であった者を含む) の損害賠償責任を、法令の限度にお いて、取締役会の決議によって免除 することができる。
  - 2 当会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 40 条~第 46 条 (条文省略)

# 変更案 (監査等委員会の決議方法)

第<u>31</u>条 <u>監査等委員会</u>の決議は、法令に別段 の定めがある場合を除き、<u>監査等委</u> <u>員の過半数が出席し、出席した監査</u> 等委員の過半数をもって行う。

#### (監査等委員会の議事録)

第32条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の 要領及びその結果<u>並びに</u>その他法令 に定める事項は、議事録に記載又は 記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれ に記名押印又は電子署名する。

### (監査等委員会規程)

第 33条 監査等委員会に関する事項は、法令 又は本定款のほか、<u>監査等委員会</u>に おいて定める<u>監査等委員会規程</u>によ る。

(削除)

(削除)

第34条~第40条 (現行どおり)

# (新設) | <u>附則</u> (新設) (監:

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、会社法第426条第1項の 規定により第17回定時株主総会におい て決議された定款一部変更の効力が生 じる前の任務を怠ったことによる監査 役(監査役であった者を含む。)の損害 賠償責任を、法令の限度において取締 役会の決議によって免除することがで きる。